監 査 結 果 報 告 書

令和4監査年度 第2回

(令和4年12月~令和5年1月定期監查) (令和4年11月工事監查) (令和4年12月~令和5年1月財政的援助団体等監查)

令和5年2月

奈良 県 監 査 委 員

目 次

第1	定期監査	1
-	1 監査の実施方針	
6	2 監査等の種類、対象	
,	3 監査対象機関	
2	4 監査等の着眼点(重点事項)	
Į	5 委員実地監査実施日	
(6 監査等の実施内容	
,	7 監査の結果	
	(1)部局別指摘事項等件数一覧	
	(2)指摘事項等の内容別	6
	(3)所属別	8
	(ア)本庁	0
	医療政策局 地域デザイン推進局	
	地域アサイン推進局 行政委員会	
	11 政安員会	9
	(イ)出先機関	
	知事公室	
	総務部	
	文化・教育・くらし創造部	10
	こども・女性局	
	福祉医療部	
	医療政策局	
	水循環・森林・景観環境部	14
	産業・観光・雇用振興部 観光局	14
	観九局	
	良こ長の振興前 県土マネジメント部	
	#エヾホングン下記 地域デザイン推進局	
	教育委員会	
	警察本部	
		20
	(ウ) 監査重点事項の結果	27
	(エ) 監査の総括	27
第 2	工事監査	28
6	2 委員実地監査実施日	
	3 監査対象工事	
۷	4 監査の結果	28

第3	財	政的援助団体等監査	
	1	監査の実施方針	29
	2	監査実施状況	29
	3	監査の結果	29
	4	監査実施団体の概要及び監査の結果	31
		公立大学法人奈良県立医科大学	31
		地方独立行政法人奈良県立病院機構	32
		公立大学法人奈良県立大学	36
		公益財団法人奈良県地域産業振興センター	38
		公益財団法人奈良県食肉公社	39
		公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター	41
		奈良市場冷蔵株式会社	43

第1 定期監査

1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、 条例等の規定に沿って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性の観点から適 切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査を実施 した。

2 監査等の種類、対象

財務監査 (定期監査)

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査対象機関

本庁及び出先機関の88所属(本庁7所属、出先機関81所属)について実地監査 又は書面監査を実施した。なお、本監査結果は令和3年度の組織(令和4年度組織改 正前)単位での報告とする。

所	管	部	局	実 (書	_	監監	查 查)	所	管	ř	部	局) (書	_	監監	查 查)
				本	庁	出名	先機関						本	庁		出先機関
知	事	公	室			-	1(0)	観		光		局				1(0)
総	衫	务	部			,	3(1)	食	と農	の	振 興	兵 部				0(6)
文化	・教育・	くらし倉	鱛			-	1(4)	県土	ニマネ	ヾジ	メン	ト部				7(1)
ے ک	ごも・	女性	上 局			(0(3)	地填	はデサ	ドイ	ン推る	焦局				1(1)
福	祉 图	医 療	部			-	1(4)	教	育	委	員	会				1 (32)
医	療	女 策	局	6	(0)	(0(1)	行	政	委	員	会	0 (1)		
水配	環・森林	・景観環	完整			(0(1)	警	察		本	部				0(9)
産業	・観光・	雇用振	神部			(0(2)		合		計		6 (1)	-	16 (65)

注:()の数字は外数

※ 実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

書面監査 監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取し行う監査

4 監査等の着眼点(重点事項)

監査リスクの高い事項や監査上の重要性を考慮して、重点的かつ効率的な監査を実施するため、令和4監査年度監査計画において、監査重点事項を次のとおり設定した。

「資金前渡に係る事務処理について」

資金前渡に係る事務処理については、県では多くの所属において、資金前渡による支払事務がなされており、その取り扱いについては、細心の注意をもって処理をしなければならない。

令和2監査年度及び令和3監査年度の定期監査において、資金前渡に係る不適切な事務処理、前渡資金の目的外使用、資金前渡に係る精算手続の遅延が認められるなど不適切な事務処理が散見された。

このような状況を踏まえ、公金の取り扱いや管理体制について、合規性、内部統制の有効性等の視点から調査し、今後資金前渡に係る事務の適正化を図ることを目的として 監査を実施した。

5 委員実地監査実施日

令和4年12月2日~令和5年1月27日

6 監査等の実施内容

財務監査 (定期監査)

令和3年度の事務事業を対象として、奈良県監査基準(令和2年3月10日決定)に 準拠し次の事項別基準に基づいて監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事 業も対象とした。

- (1) 執行体制
- (2) 事務事業
- (3) 予算の執行
- (4) 収入
- (5) 支出
- (6) 契約
- (7) 工事
- (8)補助金等
- (9) 財産
- (10)物品
- (11)公用車
- (12) 切手等

7 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

(1) 4444 (1)					<u></u>	車頂									注音	事項					
					_							I _		_		_	_	ı			
	執行体制	予算執行	収 入	支出	契約	補助金等	財産	物品	公用車等	切手等	執行体制	予算執行	収入	支出	契約	補助金等	財産	物品	公用車等	切手等	合計
知事公室																					0
総 務 部				2	2													1			5
文化・教育・くらし創造部				2	1							1	1								5
こども・女性局					1																1
福祉医療部				2				1				1						3			7
医療政策局				2												1					3
水循環·森林·景観環境部				1								1									2
産業·観光·雇用振興部																					0
観光局				1																	1
食と農の振興部				3								1		1							5
県土マネジメント部			1	2	6						3	1	1					1	1		16
地域デザイン推進局				1																	1
教育委員会		1		7	3									2	2			1			16
行政委員会																					0
警察本部									1												1
小計	0	1	1	23	13	0	0	1	1	0	3	5	2	3	2	1	0	6	1	0	63
合計		_				0										3					63
					(5	5)							,		(2	0)	,	,			(75)

^{※()}内の数字は、令和3監査年度第2回報告(令和3年12月~令和4年1月定期監査分)の件数 ※2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

※定期監査の結果の取扱い基準

1 指摘事項

監査委員が違法不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもの

- ①法令等に違反するもののうち重大なもの
- ②書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥著しく有効性を欠くもの
- ⑦誤りを生じている事項で一定額(一定数値)以上のもの
- ⑧前回の指摘又は注意事項について、是正・改善されていないもの
- ⑨上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正・ 改善を求めるもの

- ①過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要する もの
- ②指摘の区分に該当する事項であるが、その原因又は経緯にやむを得ない事情がある もの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されてい るもの
- ③誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、 重要なもの
- ④前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

3 意見事項

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性の見地等から今後見直しの必要があると認めるもの

- ①合規性、経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ②改善を求める事項の発生の頻度が高いもので、その発生が制度に起因している事項 で制度やその運用の改善の検討が必要な事項

(2)指摘事項等の内容別

(ア)指摘事項(40件)

項	Į	内 容	件数	対象所属
予算の執 行	予算の執行	支出科目の誤りについて	1	生駒高等学校
収入	収入の調定	道路占用料の調定事務の遅延について	1	五條土木事務所
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	19	病院マネジメント課、自治研修所、奈良県税事務所、文化会館、万葉文化館、心身障害者福祉センター、藤の木学園、薬事研究センター、森林技術センター、奈良まほろば館、なら食と農の魅力創造国際大学校、農業研究開発センター、家畜保健衛生所、ヘリポート管理事務所、生駒高等学校、松井高等学校、榛生昇陽高等学校、吉野高等学校
	支出命令	委託料の過払いについて	1	奈良土木事務所
		需用費の二重払いについて	1	二階堂高等学校
		消費税の納付遅延に対する延滞税の発生について	1	奈良公園室
		立替払による支出及び支出科目の誤りについて	1	奈良養護学校
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	9	橿原考古学研究所、奈良土木 事務所、高田土木事務所、中 和土木事務所、宇陀土木事務 所、吉野土木事務所、五條土 木事務所、法隆寺国際高等学 校、五條高等学校
		支出負担行為の遅延及び契約書の作成について	3	中南和県税事務所、高田こど も家庭相談センター、高等養 護学校
		業務委託契約に係る不適切な事務処理について	1	中南和県税事務所
物品	物品の取得、 処分	物品購入に係る不適切な事務処理について	1	郡山保健所
公用車	公用車	公用車使用中の事故による損傷について	1	奈良西警察署

(イ)注意事項(23件)

項		内 容	件数	対象所属
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	3	奈良土木事務所、郡山土木事 務所、高田土木事務所
予算の執 行	予算の執行	支出科目の誤りについて	5	文化会館、心身障害者福祉センター、森林技術センター、 農業研究開発センター、宇陀 土木事務所
収入	収入の調定	取扱手数料の調定事務の誤りについて	1	文化会館
		河川占用料の調定事務の遅延について	1	奈良土木事務所
支出	支出負担行 為	支出負担行為の遅延について	1	畜産技術センター
	支出	委託料の過払いについて	1	ろう学校
	その他	通勤手当の誤支給について	1	五條高等学校
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	2	社会教育センター、奈良東養 護学校
補助金等	補助金等の 交付事務	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について	1	病院マネジメント課
物品	物品の取得、 処分	公用車の定期点検整備の不実施について	6	自動車税事務所、郡山保健所、 中和保健所、藤の木学園、郡 山土木事務所、高等養護学校
公用車	公用車	公用車の使用中の事故による損傷について	1	奈良土木事務所

※2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

(3)所属別

(ア)本庁

部局名	所属名	実施日	監査結果
医療政策局	地域医療連携課	令和5年 1月10日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	医師・看護師 確保対策室	令和5年 1月10日	同上
	病院マネジメント課	令和5年 1月10日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 64,900円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程における手ェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) 補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等で付規則に定める補助金等ので付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行ったある。令和3年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定していた事例が1件(交付決定額 35,457,700円)認められた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととれている時期は、交付決定をするときされているが、上記の1件では、交付決定をするときされているが、上記の1件では、交付決定をするときされているが、上記の1件では、交付決定をするときに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に、対組まれたい。 (注意事項)
	健康推進課	令和5年 1月10日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	疾病対策課 (新型コロナ ワクチン接種 推進室含む)	令和5年 1月10日	同上
	薬務課	令和5年 1月10日	同上

地域デザイン推進局	(奈良公園事 務所に対する	(奈良公園事 務所の実地監	消費税の納付遅延に対する延滞税の発生について 令和2年度消費税確定額の納付に当たり、奈良公園室 の事務処理及び予算令達が遅れたことにより、奈良公園 事務所が行う消費税確定額の納付が遅延していた事例が 1件(納付すべき額1,200,000円)認められた。また、 これに伴い、延滞税額(2,300円)が発生していた。今後 は、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程にお けるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統 制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
行政委員会	収用委員会事 務局	令和5年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

(イ)出先機関

部局名	所属名	実施日	監査結果						
知事公室	東京事務所	令和4年 12月21日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。						
総務部	自治研修所	令和5年 1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行 こととされている時期は、契約を締結するときとされ いるが、令和3年度の備品購入契約について、支出負害 行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 83,050 円 認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為 務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程における エック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の 備に取り組むべきである。 (指摘事項						
	所 12月21日 委託料、工事請負責予算執行の統制のたこととされている時いるが、令和3年度行為を納品後に行っ円)認められた。 今後は、奈良県会務の適正な執行に努ェック体制を整備す備に取り組むべきで	予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 119,460							
	中南和県税事務所	令和5年 1月20日	支出負担行為の遅延及び契約書の作成について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされて いるが、令和3年度の委託契約等について、支出負担行 為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負						

			担行為を行っていた事例が7件(契約額合計 1,693,030 円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が5件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件)、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が2件となっていた。また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち2件(契約額合計1,025,750円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)
			業務委託契約に係る不適切な事務処理について 産業廃棄物の運搬処理業務委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令の定めにより契約金額の多寡にかかわらず契約書の作成を行わなければならないとされているのに、令和3年度の当該業務委託について、契約書を作成せず業務委託を行っていた事例が1件(契約額90,000円)認められた。 今後は、同法及び同法施行令に基づき、契約の締結及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるべきである。 (指摘事項)
	自動車税事務所	令和5年 1月11日	公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和3年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)
文化・教育・く らし創造部	文化会館	令和5年 1月20日	取扱手数料の調定事務の誤りについて 前売入場券取扱手数料について、本来調定すべき金額 を誤って調定していた事例が1件(過大額 30,690 円)認 められた。令和4年2月にその誤りに気がつき、所要の 手続きを行っていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正 な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体 制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り
			組まれたい。 (注意事項)

|75,045 円) が認められた。令和3年9月及び10月にそ の誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で (注意事項) 支出されたい。 支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされて いるが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担 行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計 731,390円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事 務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチ エック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整 備に取り組むべきである。 (指摘事項) 橿原考古学研 | 令和4年 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 究所 12月14日 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされて いるが、令和3年度の工事請負契約等について、支出負 担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支 出負担行為を行っていた事例が9件(契約額等合計 14.592.488 円) 認められた。その熊様の内訳は、①支出 負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件、②業務 完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、1か月以上 3か月未満の事例が6件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第1 8条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契 約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契 約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものと されているが、上記のうち3件(契約額合計 6,050,330 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延し ていた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、 支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努 めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備す るなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきで ある。 (指摘事項) 万葉文化館 令和5年 支出負担行為の遅延について 1月20日 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされて いるが、令和3年度の委託契約について、支出負担行為 を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 39,600円) 認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事 務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチ エック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整 備に取り組むべきである。 (指摘事項) 民俗博物館 財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事 |令和5年

		1月20日	項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められ なかった。						
	食品衛生検査所	令和5年 1月20日	同上						
こども・女性局	女性センター	令和5年 1月20日	同上						
	高田こども家庭相談センター	' ' '	支出負担行為の遅延及び契約書の作成について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の工事請負契約等について、支出負 担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が5件 (契約額合計2,112,562円)認められた。 また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち4件(契約額合計1,805,662円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事 務及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実 効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)						
	精華学院	令和5年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。						
福祉医療部	郡山保健所	令和5年 1月11日	公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和3年度において、公用車5台について定期点検整備を実施していなかった。定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)						
			物品購入に係る不適切な事務処理について 令和3年度において、物品を購入する際に、物品購入 同書を作成しておらず、事前伺いなしに購入手続きを行っていた事例が1件(契約額 174,900 円)認められた。 また、物品の検収の際に作成すべき物品検査書及びかい長が出納員に提出すべき物品購入調書を作成していなかった。 物品の購入に当たっては、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適時に上記の書類を作成するとともに、内部におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項)						

中和保健所	令和5年 1月20日	公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和3年度において、公用車5台について定期点検整備を実施していなかった。定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)
心身障害者福祉センター	令和5年 1月20日	支出科目の誤りについて 令和3年度の屋外プール水質検査について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、委託料で支出していた事例が1件(契約額 21,230 円)認められた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項) 支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 40,150 円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
視覚障害者福祉センター	令和5年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
藤の木学園	令和5年 1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担 行為を納品後に行っていた事例が4件(契約額合計 155,100円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に1年ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和3年度において、公用車1台に

			ついて定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故 発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同 通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施さ れたい。 (注意事項)
医療政策局	薬事研究センター	令和5年 1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされて いるが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担 行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 37,400 円) 認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事 務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチ ェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整 備に取り組むべきである。 (指摘事項)
水循環・森林・景観環境部	森林技術センター	令和5年 1月20日	支出科目の誤りについて 令和3年度の公用車の法定点検について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が3件(契約額合計 43,450円)認められた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)
			支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされて いるが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担 行為を納品後に行っていた事例が3件(契約額合計 135,141円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事 務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整 備に取り組むべきである。 (指摘事項)
産業・観光・雇用振興部	奈良しごと i センター (高 田しごと i セ ンター含む)	' '	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	産業会館	令和5年 1月20日	同上
観光局	奈良まほろば館	令和4年 12月21日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされて いるが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担 行為を納品後に行っていた事例が3件(契約額合計 207,350円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事

			務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
食と農の振興部	中部農林振興 事務所	令和5年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	東部農林振興事務所	令和5年 1月20日	同上
	なら食と農の 魅力創造国際 大学校	i '	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担 行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 44,800 円) 認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事 務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整 備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	農業研究開発センター	令和5年 1月20日	支出科目の誤りについて 令和3年度の公用車の法定点検費用について、経費の 性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出す べきであったのに、需用費で支出していた事例が5件(契 約額合計46,200円)認められた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で 支出されたい。 (注意事項)
			支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされて いるが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担 行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 60,500 円) 認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事 務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整 備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	畜産技術センター	令和5年 1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされて いるが、令和3年度の工事請負契約について、支出負担 行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して 支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 990,000 円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事 務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整

			備に取り組まれたい。	(注意事項)
	家畜保健衛生所	令和5年 1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経予算執行の統制のための手続として支出負担こととされている時期は、契約を締結するいるが、令和3年度の備品購入契約につい行為を納品後に行っていた事例が2件(数58,696円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支援務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程エック体制を整備するなど、実効性のある関係に取り組むべきである。	担行為を行う ときとされて て、支出負担 契約額合計 出負担行為事 程におけるチ
県土マネジメント部	奈良土木事務所	令和5年1月10日	河川占用料の調定事務の遅延について 奈良県流水占用料等に関する条例に基づされる。 和3年度の期間が引き続き二会計ので、奈良県以上のの納期限は4月30日とされて公司に、対すべいた事の期間が経過した後(3か月経過)に認め、で、一つでは、10でで、10でで、10でで、10でで、10でで、10でで、10でで、10	川こ本のら適け制 ついます とこれのら適け制 いっこれるの (で事チ整指
			支出負担行為及び契約書の作成の遅延についる 委託料、工事請負費等契約を必要とする経 予算執行の統制のための手続として支出負力 こととされている時期は、契約を締結する。 いるが、令和3年度の委託契約等について、 為を行うこととされている日から大幅に遅延 担行為を行っていた事例が42件(契 231,964,395円)認められた。その態様の内討 負担行為を業務完了後に行っていた事例が4 了前であるが支出負担行為の遅延期間が② か月未満の事例が37件(うち会計年度経済 理期間に行っていた事例が1件)、③3か月1 1件(うち会計年度経過後の出納整理期間に	費について、 担行をおいて、 を持たとして、 を対して、 を対して、 とので、 とので、 とので、 とので、 とので、 とので、 とので、 とので

事例が1件)となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第1 8条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契 約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契 約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものと されているが、上記のうち35件(契約額合計 231,964,395 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延し ていた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、 支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努 めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備す るなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきで ある。 (指摘事項) 内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務等について、不適正な 事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係 法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程に おけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部 統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項) 郡山土木事務 | 令和5年 公用車の定期点検整備の不実施について 所 1月11日 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法に より自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実 施が義務づけられており、平成30年10月には公用車 の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が 発出されているのに、令和3年度において、公用車1台 について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故 発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同 通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施さ れたい。 (注意事項) 内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務等について、不適正な 事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係 法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程に おけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部 統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項) 高田土木事務 | 令和5年 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 1月11日 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされて いるが、令和3年度の委託契約等について、支出負担行 為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負 担行為を行っていた事例が8件(契約額合計 44,534,600 円) 認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を 業務完了後に行っていた事例が5件(うち会計年度経過 後の出納整理期間に行っていた事例が4件)、②業務完了 前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月 未満の事例が3件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第1

8条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契

約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契 約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものと されているが、上記の8件では、支出負担行為と同様に 契約書の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、 支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努 めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備す るなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきで ある。 (指摘事項)

内部統制の強化・充実について

今回の監査において、支出事務等について、不適正な 事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係 法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程に おけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部 統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)

中和土木事務 | 令和5年 所

1月20日

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされて いるが、令和3年度の委託契約等について、支出負担行 為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負 担行為を行っていた事例が47件(契約額等合計 111.172.838 円)認められた。その熊様の内訳は、①支出 負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が1 8件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた 事例が10件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延 期間が②1か月以上3か月未満の事例が27件、③3か 月以上の事例が2件(うち最長のものは11か月以上) となっていた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第1 8条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契 約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契 約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものと されているが、上記のうち42件(契約額合計110,276,838 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延し ていた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、 支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努 めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備す るなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきで ある。 (指摘事項)

宇陀土木事務|令和4年

12月14日

支出科目の誤りについて

令和3年度の夏用タイヤ購入代について、経費の性質 が消耗品の購入代金であることから予算科目を需用費で 支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が 1件(契約額 38,720円) 認められた。令和3年7月にそ の誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。

今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で 支出されたい。 (注意事項)

|支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされて いるが、令和3年度の委託契約等について、支出負担行 為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負 担行為を行っていた事例が7件(契約額合計 11,574,970 円) 認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業 務完了後又は納品後に行っていた事例が3件、②業務完 了前であるが、支出負担行為の遅延期間が1か月以上3 か月未満の事例が4件となっていた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第1 8条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契 約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契 約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものと されているが、上記のうち3件(契約額合 10,389,500 円) では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延してい

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、 支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努 めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備す るなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきで (指摘事項) ある。

吉野土木事務 令和4年

12月14日

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされて いるが、令和3年度の委託契約等について、支出負担行 為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負 担行為を行っていた事例が59件(契約額合計 327.918.294 円) 認められた。その態様の内訳は、①支出 負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が9 件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1 か月以上3か月未満の事例が50件となっていた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第1 8条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契 約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契 約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものと されているが、上記のうち48件(契約額合計327,438,420 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延して いた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、 支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努 めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備す るなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきで ある。 (指摘事項)

五條土木事務 令和5年

1月23日

道路占用料の調定事務の遅延について

奈良県道路占用料に関する条例に基づき徴収する令和 3年度道路占用料について、調定及び納入の通知を納期 限が経過した後に大幅に遅延して行っていた事例が22 件(調定額合計 10,075,930 円) 認められた。遅延の態様 の内訳は、①1か月以上3か月未満の事例が6件、②3 |か月以上の事例が16件(最長で9か月経過)となってい

			た。 今後は、同条例に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 大出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときと自担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行うこととされている明が13件(契約額合計 21,693,716円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が3件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が②1か月以上3か月未満の事例が9件、③3か月以上の事例が1件となっていた。契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書を作成しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち11件(契約額合計 21,655,436円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。
	ヘリポート管 理事務所	令和5年 1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされて いるが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担 行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 25,619 円) 認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事 務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整 備に取り組むべきである。 (指摘事項)
地域デザイン推進局	奈良公園事務 所	令和4年 12月2日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	県営住宅管理 事務所	令和5年 1月20日	同上
教育委員会	教育研究所	令和5年 1月20日	同上

		<u> </u>
社会教育センター	令和5年 1月20日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について、 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約について、支出負担行為 を行うこととされている日から2か月以上遅延して支出 負担行為を行っていた事例が1件(契約額 979,000 円) 認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第1 8条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契 約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契 約書に記名押印しなければならず、県及び相手方の双方が契 約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものと されているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に 契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、 支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努 めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備す るなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)
奈良高等学校	令和5年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
西の京高等学 校	令和5年 1月20日	同上
平城高等学校	令和5年 1月20日	同上
高円高等学校 (高円芸術高 等学校含む)		同上
登美ケ丘高等 学校(国際高 等学校含む)		同上
生駒高等学校	令和5年 1月20日	支出科目の誤りについて 令和2年度及び令和3年度の消耗品購入について、経費の性質が消耗品の購入代金であることから予算科目を需用費で支出すべきであったのに、備品購入費で支出していた事例が2件(契約額合計154,869円)認められた。今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出すべきである。 (指摘事項) 支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計82,500円)認められた。

郡山高等学校	令和5年 1月20日	今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) 財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
大和中央高等 学校	令和5年 1月20日	同上
法隆寺国際高 等学校	令和5年 1月20日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について、 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約等について、支出負担行 為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が4件(契 約額合計 103,505 円)認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第1 8条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約 書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約 書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計 57,800 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、 支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。
西和清陵高等 学校	令和5年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
二階堂高等学 校	令和5年 1月20日	需用費の二重払いについて 令和3年度の需用費について、契約の相手方に二重に 支出していた事例が1件(支出額 418,323 円)認められ た。支払先からの指摘により誤りに気がつき、所要の手 続きを行っていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正 な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体 制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り 組むべきである。 (指摘事項) 支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされて いるが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担 行為を納品後に行っていた事例が7件(契約額合計 742,055 円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事 務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチ

		エック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
橿原高等学校 (畝傍寮含む)	l "	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
畝傍高等学校 (かぐやま寮 含む)	· ·	同上
高取国際高等 学校	令和5年 1月20日	同上
桜井高等学校	令和5年 1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされて いるが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担 行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計 301,400円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事 務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチ ェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整 備に取り組むべきである。 (指摘事項)
大宇陀高等学 校	令和5年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
榛生昇陽高等 学校	令和5年 1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされて いるが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担 行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 77,000 円) 認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事 務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチ ェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整 備に取り組むべきである。 (指摘事項)
香芝高等学校	令和5年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
高田高等学校	令和5年 1月20日	同上
御所実業高等 学校	令和5年 1月20日	同上
王寺工業高等 学校	令和5年 1月23日	同上

<u> </u>	+	1
吉野高等学校	令和5年 1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされて いるが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担 行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 28,600 円) 認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事 務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整 備に取り組むべきである。 (指摘事項)
五條高等学校	令和5年1月20日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされている時期は、契約を締結するときとされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度及び令和3年度の委託契約等に一幅に遅延して支出負担行為を行うこととされている日から大幅額合計 7,537,310 円)認められた。その態様の内訳は、事例が6件(うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が4件)、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた事例が4件)、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅深双方がとされているが、上記のうち3件(契約額合計 7,098,960 円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に対した。今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきの数とともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきの数とともに、決裁過程におけるチェックを開するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むである。(指摘事項)
盲学校	令和5年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
ろう学校	令和5年 1月20日	委託料の過払いについて 令和3年度の委託料について、金額を誤って支出した 事例が1件(過払額72,270円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正

		な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)
奈良養護学校 (整肢園分校 含む)		立替払による支出について 令和3年度の修学旅行引率における使用料及び賃借料 の支出について、資金前渡等の方法によらず、職員16 名が立替払していた事例が1件(支出額合計 24,919円) 認められた。 立替払の支出方法は、地方自治法及び同法施行令並び に奈良県会計規則にも規定がなく、法令等に違反して支 出することとなるので、今後は、同法及び関係通知等に 基づき、支出事務の適正な執行に努めるべきである。 (指摘事項)
奈良東養護学校	令和5年 1月20日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について、 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約について、支出負担行為 を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出 負担行為を行っていた事例が1件(契約額 2,541,000 円) 認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第1 8条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契 約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契 約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものと されているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に 契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、 支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努 めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備す るなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)
高等養護学校	令和5年 1月20日	支出負担行為の遅延及び契約書の作成について、 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、 予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行う こととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度及び令和3年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が9件(契約額合計 762,957 円)、うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が4件認められた。 また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件(契約額 132,000円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)

			より自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度及び令和3年度において、公用車2台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)
	明日香養護学 校	令和5年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	西和養護学校	令和5年 1月20日	同上
	大淀養護学校	令和5年 1月20日	同上
警察本部	奈良警察署	令和5年 1月20日	同上
	奈良西警察署	令和5年 1月20日	公用車の使用中の事故による損傷について 公用車の使用中の事故による損傷(合計7件、県側損害額合計296,242円、うち県側過失割合100%のもの7件)が認められた。 公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。 (指摘事項)
	生駒警察署	令和5年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	西和警察署	令和5年 1月20日	同上
	天理警察署	令和5年 1月20日	同上
	高田警察署	令和5年 1月20日	同上
	香芝警察署	令和5年 1月20日	同上
	五條警察署	令和5年 1月20日	同上
	吉野警察署	令和5年 1月20日	同上

(ウ) 監査重点事項の結果

資金前渡に係る事務処理について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

(エ) 監査の総括

指摘内容の要因としては、「担当職員の会計事務に関する知識や認識の不足。」という理由もあるが、一方で、「会計事務に関する知識や認識はあったが、他業務を優先したことにより遅延した。また、組織としての進捗管理が不十分であった。」という理由も見受けられた。会計事務に関するマニュアルの活用や研修の実施により、担当者の知識及び法令等の遵守意識の向上が図られているが、一層の改善に向けて、今後は所属として十分な進捗管理を行うとともに、決裁過程における内部のチェック機能の充実が望まれる。

第2 工事監査

1 監査の実施方針

施工中の工事を対象として、次の着眼点により、技術面からその施工が計画、設計とおり適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施した。

- (1) 工事の内容が適切か。
- (2) 設計・積算が法令・基準書に基づいて適正に、合理的・経済的に行われているか。
- (3) 工事が設計図、施工図どおり適正に行われているか。

2 委員実地監査実施日

令和4年11月18日

3 監査対象工事

道路建設課

一般国道168号 阪本工区 (仮称) 阪本トンネル工事 五條市大塔町小代から阪本 地内

[工事概要]

緊急輸送道路ネットワークの機能強化、医療活動の支援、観光産業の支援、 走行性・安全性の向上、道路交通の信頼性の向上を目的としたバイパストン ネルの整備工事を実施する。

工事概要: 工事延長 L=917m トンネルエ L=899m

標準幅員 8.50m(0.75+3.50+3.50+0.75)

契約工期:令和2年10月1日~令和5年3月27日

(当初令和2年10月1日~令和4年10月31日)

契約金額:(当初) 2,872,455,300円

(変更) 2,888,867,300円 (令和4年3月25日変更契約)

4 監査の結果

工事に関する事務等の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

第3 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金(基本金等)の4分の1以上を出資している法人については、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が出資目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県が補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているかなどに着眼して、監査を実施した。

2 監査実施状況(単位:団体)

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合計
7	0	0	7

3 監査の結果

(1) 指摘事項等件数

指摘事項	注意事項	意見事項	合計
5	3	2	1 0

(2) 指摘事項等の内容別

指摘事項(5件)

項目	内容	件数	対象団体
支出	補助金交付額の配分額の誤払について	1	地方独立行政法人奈良県立病院機構
	特殊勤務手当の誤支給について	1	
	住民税の納付遅延について	1	
契約	栄養管理用賄材料品の購入に係る 不適切な事務について	1	
物品	固定資産の不適切な管理について	1	

注意事項(3件)

項目	内容	件数	対象団体
支出	諸会費の二重払について	1	地方独立行政法人奈良県立病院機構
	通勤手当の誤認定について	1	公立大学法人奈良県立大学
	通勤手当の過払いについて	1	公益財団法人奈良県食肉公社

意見事項(2件)

項目	内容	件数	対象団体
決算	経営改善の取組について	1	地方独立行政法人奈良県立病院機構
	経営改善の取組について	1	奈良市場冷蔵株式会社

監査実施団体の概要及び監査の結果 4

団体名 公立大学法人奈良県立医科大学 実施年月日 令和5年1月20日

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、大学を設置し、及びこ れを管理することにより、医学、看護学及びこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学及び看護学の発 展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与する。

(2) 県の財政的援助等の状況

基本財産 建物 20,066,173,000円は、全額県の出資 令和3年度の補助金等は次のとおりである。 公立大学法人奈良県立医科大学運営費交付金 中期目標達成促進補助金等

4,820,918,000円 1,655,361,936円

(3) 財務の状況

貸 借 対 照 令和4年3月31日現在

(畄位・田)

			(
資	産	負債及び	純 資 産
科目	金額	科目	金額
固定資産	24, 189, 602, 378	固定負債	22, 776, 537, 606
流動資産	18, 543, 249, 705	流動負債	14, 754, 505, 097
		負債合計	37, 531, 042, 703
		資本金	20, 066, 173, 000
		資本剰余金	△15, 223, 008, 545
		利益剰余金	358, 644, 925
		純資産合計	5, 201, 809, 380
合 計	42, 732, 852, 083	合 計	42, 732, 852, 083

損 益 計 算

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

(単位:円)

費	用	収	益
科目	金額	科目	金額
経常費用	55, 257, 568, 751	経常収益	57, 711, 990, 522
臨時損失	264, 705, 825	臨時利益	243, 253, 691
総費用合計(a)	55, 522, 274, 576	総収益合計(b)	57, 955, 244, 213
当期純利益(b)-(a)=(c) 2, 432, 969, 637	前期繰越欠損金(d)	△2, 074, 324, 712
積立金(c)+(d)	358, 644, 925		

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注 意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなか った。

団体名	地方独立行政法人奈良県立病院機構	実施年月日	令和5年1月27日

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、県民にとって最良の医療・サービスを提供するとともに、医療に従事する者に対する教育及び研修を通じて医療の質の向上を図ることにより、地域の医療の発展に貢献し、もって生涯にわたって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産 建物 1,642,997,255円は、全額県の出資
- イ 令和3年度の補助金等は、次のとおりである。 地方独立行政法人奈良県立病院機構運営費負担金 3,482,891,000円 小児科病院輪番体制参加病院運営費補助金等 6,980,506,818円

(3) 財務の状況

貸 借 対 照 表 令和4年3月31日現在

(単位:円)

					(十元・17/
資		産		負債及び約	吨資産
科	I	金額	科		金額
固定資産		36, 366, 022, 795	固定負債		43, 976, 878, 040
流動資産		10, 814, 112, 123	流動負債		12, 619, 937, 460
			負債合計		56, 596, 815, 500
			資本金		1, 642, 997, 255
			繰越欠損金		△11, 059, 677, 837
			純資産合計		△9, 416, 680, 582
合	計	47, 180, 134, 918	合	計	47, 180, 134, 918

損 益 計 算 書

自 令和3年4月 1日 至 令和4年3月31日

(単位:円)

費	用	収	益
科目	金額	科目	金額
営業費用	35, 521, 877, 963	営業収益	39, 121, 602, 852
営業外費用	1, 676, 860, 718	営業外収益	246, 834, 638
臨時損失	123, 144, 563	臨時利益	5, 636, 113
総費用合計(a)	37, 321, 883, 244	総収益合計(b)	39, 374, 073, 603
当期純利益(b)-(a)=(c)	2, 052, 190, 359	前期繰越欠損金(d)	△13, 111, 868, 196
次期繰越欠損金(c)+(d)	△11, 059, 677, 837		

(4) 監査の結果

補助金交付額の配分額の誤払について(指摘事項)

西和医療センターにおける臨床研修費等補助金交付額の配分額について、令和3年度に交付対象でない相手方へ誤って支出した事例が1件(支出額 263,000円)認められた。

今後は、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

特殊勤務手当の誤支給について(指摘事項)

西和医療センターにおける令和3年度6月分及び7月分の新型コロナワクチン接種会場への指導医及び研修医派遣に係る特殊勤務手当について、支給額を誤って支出した事例が29件(不足額合計 5,040,000円)認められた。

今後は、地方独立行政法人奈良県立病院機構職員給与規程等に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。

住民税の納付遅延について (指摘事項)

西和医療センターにおいて、令和3年度に職員から徴収した住民税(1名分 192,400円)について、納付先市町村を誤ったことにより住民税の納付が遅延していた事例が認められた。また、これに伴い、延滞金(1,400円)が発生していた。

今後は、適正な住民税の特別徴収事務の執行に努めるとともに、決 裁過程におけるチェック体制の整備を図り、実効性のある内部統制の 整備に取り組むべきである。

諸会費の二重払について (注意事項)

西和医療センターにおける令和3年度の諸会費について、支出時の確認不足により、相手方に二重に支出していた事例が1件(支出額17.900円)認められた。

今後は、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。

栄養管理用賄材料品の購入に係る不適切な事務について(指摘事項)

西和医療センターにおける令和3年度の栄養管理用賄材料品の購入 について、地方独立行政法人奈良県立病院機構会計規程及び同契約規 程の定め等による方法により契約を行うべきであるのに、令和3年度 4月分から10月分の1品目(精白米、支出額1,156,190円)は、定 められた契約方法により契約を締結せずに購入していた。

今後は、同会計規程及び同契約規程に基づき、契約の締結事務等の 適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備 するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

固定資産の不適切な管理について (指摘事項)

総合医療センターにおける令和3年度の固定資産について、地方独立行政法人奈良県立病院機構会計規程及び同固定資産等管理規程に基づき現物確認を行ったところ対象件数1,250件のうち、287件(残存価額67,229,302円)が所在不明である事案が認められた。

今後は、同会計規程及び同固定資産等管理規程に基づき、固定資産 の適切な管理に努めるべきである。

経営改善の取組について(意見事項)

法人では県が示した第2期中期目標を受けて、令和元年度から5年間の第2期中期計画を策定し、様々な手法で経営改善に取り組んでいるところであり、令和3年度の決算では、年度計画における計画額であった純損失6億600万円と比較し、26億5,819万円上回る当期純利益20億5,219万円を計上した。

令和3年度決算では、営業費用は給与費、材料費、減価償却費等の 医業費用の増加に伴い増加したものの、医業収益及び新型コロナウイルス感染症に関する補助金等収益の増加に伴い営業収益が増加したことで、営業利益は35億9,972万円となり、前年度と比べて8億5,699万円増加した。営業損益に営業外収益及び営業外費用を含めた経常損 益では、21 億 6,970 万円の経常利益を計上した。経常損益に臨時損益を合わせた当期純利益 20 億 5,219 万円を計上したことにより、令和3年度末の累積欠損金は 110 億 5,968 万円となり、令和2年度末と比べ縮減したものの多額である。

今後、新型コロナウイルス感染症に関する補助金等が減額されたと きには厳しい経営状況となることが予想されるため、引き続き第2期 中期計画に沿った経営改善を着実に実行されたい。

団体名	公立大学法人奈良県立大学	実施年月日	令和4年12月21日
-----	--------------	-------	------------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、大学を設置することにより、教育研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として多様な学習の場を提供し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産 建物 1,997,445,606円は、全額県の出資
- イ 令和3年度の補助金等は、次のとおりである。

公立大学法人奈良県立大学運営費交付金 308,353,000円 公立大学法人奈良県立大学中期目標関連費補助金 121,023,000円 公立大学法人奈良県立大学修学支援補助金 43,727,300円

(3) 財務の状況

貸 借 対 照 表 令和4年3月31日現在

(単位:円)

			(半位・口)
資	産	負債及び	資 本
科目	金額	科目	金額
固定資産	2, 184, 704, 521	固定負債	263, 590, 865
流動資産	215, 242, 432	流動負債	199, 563, 447
		負債合計	463, 154, 312
		 資本金	1, 997, 445, 606
		資本剰余金	△121, 632, 944
		利益剰余金	60, 979, 979
		純資産合計 (資本合計)	1, 936, 792, 641
合 計	2, 399, 946, 953	合 計	2, 399, 946, 953

損 益 計 算 書

自 令和3年4月 1日 至 令和4年3月31日

(単位・円)

			(1 1 1)
費	用	収	益
科目	金額	科目	金額
経常費用	889, 137, 096	経常収益	916, 388, 176
経常費用合計(a)	889, 137, 096	経常収益合計(b)	916, 388, 176
当期純利益(b)-(a)=(c)	27 251 080		

(4) 監査の結果

通勤手当の誤認定について (注意事項)

通勤手当の支給について、通勤経路の認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が1件(過支給額 80,220 円)認められた。令和4年9月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。

今後は、公立大学法人奈良県立大学職員給与規程に基づき、適正な認定 事務の執行に取り組まれたい。

団	体名	公益財団法人奈良県地域産業振興	実施年月日	令和4年12月21日
		センター		

(1) 団体設立の目的

奈良県において新事業の創出、県内企業の経営基盤の強化、産業技術の高度 化等を図るための総合的な支援を行い、もって地域経済の振興発展に寄与する ことを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産 5,000,000円は、全額県の出捐
- イ 令和3年度の補助金等は、次のとおりである。 奈良県地域産業振興センター事業補助金

118,506,099円

(3) 財務の状況

貸 借 対 照 表 令和4年3月31日現在

(単位:円)

	産	負債及び正	味 財 産
科目	金額	科目	金額
流動資産	1, 625, 832, 930	流動負債	459, 798, 115
固定資産	470, 933, 349	固定負債	1, 094, 454, 427
		負債合計	1, 554, 252, 542
		指定正味財産	363, 993, 659
		一般正味財産	178, 520, 078
			F40 F40 707
		正味財産合計	542, 513, 737
	2, 096, 766, 279	合 計	2, 096, 766, 279

正味財産増減計算書

自 令和3年4月 1日 至 令和4年3月31日

(単位:円)

費		用		収		益	
科	I	金	額	科	III	金	額
経常費用		793	3, 398, 093	経常収益		689	9, 630, 654
経常外費用			0	経常外収益		81	1, 735, 182
合	計	793	3, 398, 093	合	計	771	1, 365, 836
一般正味財產	E 増減額	△22	2, 032, 257				

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	公益財団法人奈良県食肉公社	実施年月日	令和4年12月2日

(1) 団体設立の目的

食肉センターにおける施設管理及びと畜業務を適切かつ効率的に行うことにより、衛生的な食肉の供給と取引の適正化並びにその流通の円滑化を図り、畜産振興と県民食生活の向上に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産1,177,000,000円のうち750,000,000円(約63.7%)を出捐
- イ 令和3年度の補助金等は、次のとおりである。 (公財)奈良県食肉公社運営補助金 349,248,000円

(3) 財務の状況

<u>貸</u> 借 対 照 表 令和4年3月31日現在

(単位:円)

	資	産	負債及び正	味 財 産
科	目	金額	科目	金額
流動資産		24, 948, 801	流動負債	93, 941, 671
固定資産		3, 293, 159, 160	固定負債	187, 926, 882
			負債合計	281, 868, 553
			指定正味財産	1, 177, 000, 000
			一般正味財産	1, 859, 239, 408
			正味財産合計	3, 036, 239, 408
合	計	3, 318, 107, 961	合 計	3, 318, 107, 961

正味財産増減計算書

自 令和3年4月 1日 至 令和4年3月31日

(単位:円)

	費			巾	Į.	益	
科	Ħ	金	額	科	目	金	額
経常費用		4	137, 698, 776	経常収益		39	5, 543, 261
経常外費用			3	経常外収益			2, 500, 000
合	計	4:	37, 698, 779	合	計	39	8, 043, 261
一般正味	財産増減額	Δ	39, 655, 518				

(4) 監査の結果

通勤手当の過払いについて (注意事項)

令和3年度4月分の通勤手当の支給について、認定額を誤って支出した事例が1件(過払額 38,430円)認められた。事後にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。

今後は、公益財団法人奈良県食肉公社給与規程に基づき、適正な認定事務の 執行に努められたい。

団体名	公益財団法人奈良県暴力団追放県	実施年月日	令和4年12月21日
	民センター		

(1) 団体設立の目的

暴力団員による不当な行為を防止するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図ることを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

基本財産768,510,000円のうち561,800,000円(約73.1%)を出捐

(3) 財務の状況

<u>貸</u> 借 対 照 表 令和4年3月31日現在

(単位:円)

	資	産	負債及び資本		
科	Ħ	金額	科目	金額	
流動資産		449, 019	流動負債	986, 073	
固定資産		812, 876, 818	固定負債	6, 731, 666	
			負債合計	7, 717, 739	
			指定正味財産	768, 510, 000	
			一般正味財産	37, 098, 098	
			正味財産合計	805, 608, 098	
合	計	813, 325, 837	合 計	813, 325, 837	

損 益 計 算 書

自 令和3年4月 1日 至 令和4年3月31日

(単位:円)

費	用		収		益	
科目	金	額	科	I	金	額
事業費活動支出		19, 560, 936	事業活動収入		18, 672, 853	
投資活動支出		250, 516	投資活動収入		602, 12	
当期支出合計(a)		19, 811, 452	当期収入合詞	†(b)	1	19, 274, 973
当期収支差額 (b)-(a)		△536, 479			•	

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	奈良市場冷蔵株式会社	実施年月日	令和4年12月2日

(1) 団体設立の目的

奈良県中央卸売市場開設にあたり、中央卸売市場の運営上不可欠な冷蔵庫施設の運営等を行うため、冷蔵及び凍結事業、凍氷の販売、第一種貨物利用運営事業及び附帯する事業等を営むことを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

基本金10,000,000円のうち、4,900,000円(49.0%)が県の出資

(3) 財務の状況

<u>貸</u> 借 対 照 表 令和4年3月31日現在

(単位:円)

	資	産		負債及び	資 本
科	I	金額	科		金額
流動資産		44, 150, 074	流動負債		79, 149, 843
固定資産		66, 484, 526	固定負債		30, 739, 652
			(負債合計)		109, 889, 495
			株主資本		745, 105
合	計	110, 634, 600	合	計	110, 634, 600

損 益 計 第 書

自 令和3年4月 1日 至 令和4年3月31日

(単位:円)

費	用		収	益
科目	金額	科	目	金額
営業費用	219, 906, 175	営業収益		194, 574, 436
営業外費用	2,075,717	営業外収益		1, 200, 051
法人税、住民税及び事業税	71, 000	特別利益		4, 324
法人税等調整額	△16,615,000			
当期純利益	△9,659,081			
合 計	195, 778, 811	合	計	195, 778, 811

(4) 監査の結果

経営改善の取組について(意見)

奈良市場冷蔵(株)において、令和2年度の決算では275千円の純利益が発生していたが、令和3年度の決算では9,659千円の純損失が発生していた。

令和2年7月に経営改善計画を策定し、抜本的な経営改善に取り組んでいるところであるが、引き続き経営改善に努められたい。